

第5次広陵町総合計画策定に関する概要

○第5次広陵町総合計画について

今回の計画策定においては、前回策定時の手法を踏襲するのではなく、**職員の政策形成能力を向上させることに主眼を置き、普段の業務において常に総合計画を意識し、施策展開できることを重視**するため、下図のとおり、アンケート結果や基礎調査等の結果をもとに、各課で現状分析を徹底的に行い、政策・施策・事業の適正化及び立案検討を実施しています。

また、この検討した第5次総合計画素案を広陵町総合計画審議会（以下「審議会」という。）及び広陵町総合計画審議会部会（以下「部会」という。）で審議します。

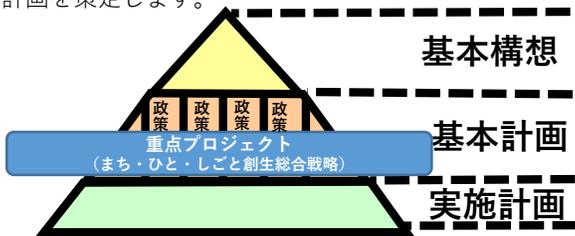


R2.10からR3.3まで R3.4からR3.8まで

○第5次広陵町総合計画の構成図

計画の構成は基本構想、基本計画及び実施計画の3層構造とします。

また、今回の策定では地方創生に主眼を置いた施策群を**総合計画の重点プロジェクト（まち・ひと・しごと創生総合戦略）に位置づけ**、総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略が一体となった計画を策定します。



○第5次広陵町総合計画の計画期間

基本構想の期間：**12**年

基本計画の期間：**4**年をワンクールとして

前期・中期・後期で計画見直し

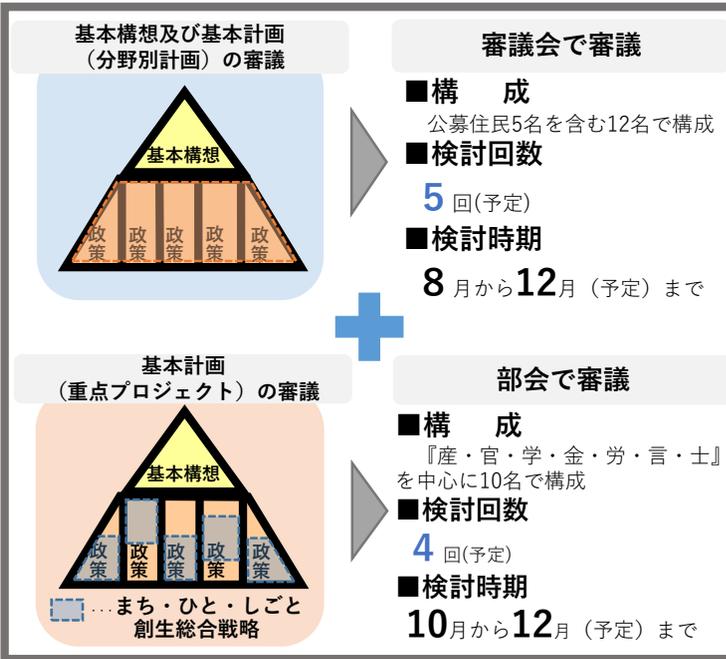
* 首長の任期に合わせ、1期4年とします。

実施計画の期間：**毎年度**見直し

年度	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R13年度 (2031)	R14年度 (2032)	R15年度 (2033)
基本構想	基本構想:12年間											
基本計画	前期基本計画:4年間				中期基本計画:4年間				後期基本計画:4年間			
実施計画	1期:3年間			1期:3年間			1期:3年間			毎年度見直し		

○審議方法について

基本構想及び基本計画（**分野別計画**）は審議会で審議し、基本計画（**重点プロジェクト**）は審議会部会で審議します。双方が連動した効果的・効率的な計画となるよう、審議会と部会の両方を兼任する委員を配置し、効率的な議論を進めます。



○審議会で決定したこと（基本構想編）

■まちの将来像

be Happy

~未来につながるまち 広陵~

■まちづくりの基本理念

広陵町自治基本条例に掲げた4つの基本理念を、「まちの将来像」の実現に向けてすべての政策・施策等の根底に共通するまちづくりの基本的な考え方（理念）として掲げることとします。

まちづくりの基本理念

- （1）町民一人一人の基本的な人権が守られ、多様性を認め合いながら、子どもから高齢者まで、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、安全かつ安心して暮らすことができるまちをつくること。
- （2）町民、町議会、町長等が、また国及び県と町が、対等な立場でそれぞれの役割を担いながら連携し、協働して、公正で自立した町政を行うまちをつくること。
- （3）町民及び町は、まちの歴史や自然を大切に、環境との共生を図るため、次世代に引き継ぐことができるまちをつくること。
- （4）町民が情報を共有し、町内外の交流を図りながら、人と人とのつながりを大切に、自発的に助け合い、支え合うまちをつくること。

■まちづくりの基本目標

6つ
の基本目標

- 1 自然と人が調和したまち
- 2 生活基盤が充実したまち
- 3 次世代を担う子どもが輝けるまち
- 4 誰もが安全・安心して暮らせる充実したまち
- 5 地域のきずなを深め、表現豊かな力強いまち
- 6 地域が活性化するまち

■自治体経営の基本方針

4つ
の基本方針

- 1 不断の行財政改革の推進
- 2 質の高い行政サービスの効率的・効果的な提供
- 3 健全な財政運営の推進
- 4 時代の変化に即応した組織体制及び人材の確保

○第5次広陵町総合計画の構成

第5次広陵町総合計画の構成	
総論編	第1章 第5次総合計画の概要 第2章 まちづくりを取り巻く現状と課題
基本構想編	第3章 基本構想 1 まちの将来像 2 まちづくりの基本理念 3 まちづくりの基本目標 4 自治体経営の基本方針
基本計画編	第4章 基本計画 1 重点プロジェクト（部会で審議） 2 施策の体系 3 分野別計画編【基本政策1~6】（審議会で審議） 4 自治体経営編【行財政運営】 5 計画の推進方策